



宮代町議会議長

田島 正徳殿

1. 件名

町ホームページの「宮代町議会改革特別委員会の設置、委員が決定しました」によると、「宮代町議会ハラスメント防止条例策定特別委員会」のときのように全議員が委員と^なるのではなく、なぜか7名の委員で行うとのことであるが、その委員の顔触れを見ると、これまで議会改革に関しての発言や行動を行ってきたりしたという発言・実績がある議員であるとは考えにくい顔ぶれであり、また、これらの議員の多くは、執行部提出議案に対し殆ど賛成し続けた議員でもあることから、一町民として、議会改革の委員としての資質に関し、大いに疑問を持つものであり、少なくともこれまで長年、多くの執行部提出議案に真摯に反論や反対を行い続けてきたという多くの実績がある丸藤栄一議員や、町民の頃からは勿論、前回選挙の時にも、町民へ対し一貫して「議会改革」を訴え続け、しかも町民であるときでさえ議会ホームページ新設や傍聴券問題の改善等々を現実に行ってきた佐藤将行議員が委員として外されていることについて違和感を覚えることから、改めて議会改革特別委員を議員全員とするか、または、委員の選任をやり直すかを求める請願。

2. 趣旨

今回の委員7名のうち、新人議員の2名は仕方が無いとしても、それ以外の5名は2期以上の議員経験のある議員達である。しかしながら、これらの議員からこれまで議会改革に関して積極的な発言をされていたという印象はなく、また、これまでの議員活動中に議会改革を行ったということも聞かない。

また、佐藤将行議員が何年も前から提案している「議会中継のリアルタイム放映」や「議会における情報端末の使用」に関しても、未だに実施どころかその見通しすら聞こえてこない宮代町議会は、これまでの何年もの間、改革に対して極めて消極的な議員が多数を占めている状況であると思われることから、今回の請願を行うものである。

3. 理由

「議会改革」というのは、確かに耳当たりの良い言葉ではある。

しかし、本気で改革するつもりであるのならば、なぜ、より多くの委員の参加を否定したり、議会改革へ超積極的な議員が外されたりしているのでしょうか。

また、昨年行われた「宮代町議会ハラスメント防止条例策定特別委員会」のときには、全議員が委員として参加されていたのに、今回はなぜメンバーを限定したのか。これらに関し、町民へ納得のいく説明が一切なされていないのが現状である。

さらに今回発表された全委員は、9月議会における佐藤将行議員が議会中にスマートフ

オンを使用したこと（条例等には違反していないと聞いている）をも懲罰理由とされた懲罰委員会において、賛成をした者ばかりであるだけではなく、特に丸山議員に至っては、スマートフォンを使用したこと自体を強く否定する発言をもされていた。小学生までも学校でタブレットによる授業を行っているという今の時代、スマートフォンを始めとした情報機器を議会等で使うことに消極的どころか否定的な議員までもが委員となっていることは、一町民として全く理解出来ない。

他の自治体の議会から、かなり遅れていると言われる宮代町議会の改革を本気で行おうとするのであれば、それなりのビジョンと知識等を持ち、積極的に発言を行う議員を委員として参加させるべきであると考えるのは、有権者・町民として当然の考えである。

最近までの10年程を検証してみたときに、議会に関する問題点をきちんと指摘し、また、現実かつ具体的な議会改革につき提案・発言を繰り返し続けていると思われる議員として、丸藤栄一議員と佐藤将行議員を挙げたが、これは、私の周囲にも賛同する意見の町民は多くいる。実際、以前の議会傍聴の際には、住所・名前だけでなく年齢までも記入を強要されていた問題や、議会で作られる資料を次第1枚まで全て回収されていたことが改善されて今に至っているのも、この二人の活躍の結果と聞いている。これこそが、まさに議会改革と言えるであろう。

さらに町民が改革に積極的な議員がより一層発言することにより、改革を前進させて欲しいと考えている証左として、昨年行われた議会議員選挙が挙げられる。

前回選挙での全投票数11,583票中に占めるこの二名の投票者数は合計1,013票で、全体の約1.5%にあたるのが、このことを如実に物語っているとは言えないだろうか。

別の見方をするならば、前回選挙後のこの一年間、執行部提出議案につき、ただの一人、いや、たった一回すら反対をしていない令和新風の会・公明党という、いわゆる「町長派」の議員は置いておくが、それ以外のいわゆる無党派議員6名を見ると、今回委員となった野原・塚村・丸山各議員と金子議員は、丸藤・佐藤両議員より投票数も下回っている。

すなわち、議会改革への町民の声の代弁者たる議員が二人共、委員会のメンバーでないことは、これから行われる議会改革に対しての、正当性・公平性への疑問を孕んだ状況での委員会をスタートするということに対し、残念ながら町民として疑問視せざるを得ないと言わざるを得ないと言える。

これらの客観的事実を考慮したならば、今回の委員につき、町民・有権者の民意に沿った人選であったとは到底考えられないし、受け入れられるものではないことから、この請願を契機として全議員に対し、委員の人選につき再考を求めるものである。

令和7年2月12日

請願者

宮代町

紹介議員

佐藤 将行



宮代町議会議長

田島 正徳殿

1. 件名

令和6年12月定例会における請願第4号として、特定非営利法人MCAサポートセンター（以下、MCAと略）から出された請願の事案である、新型コロナウイルスの感染が急激に増加していた頃に、ワクチン接種会場である進修館駐車場へ不法駐車した車両があり、MCAが業務として翌日もしくは数日中に対応業務をすべきところ、その本来的業務を怠った結果、半年間もの長期間に渡りその車両により駐車スペースを占有されたことにより、ワクチン接種のために来館した町民を始め、多くの車両が駐車場を使用出来なかったという事案につき、①不法駐車車両を管理することは本来MCAの業務であるにも関わらず、初期の対応の怠慢により、結果的に半年間もの長期間に渡り不法駐車を継続させてしまったこと、また、その為に多くの町民が駐車スペースを利用できなかったことから、それらの人々が他の場所へ駐車せざるを得なかったこと、さらに、その不法駐車を行った者がMCA代表・渡邊朋子氏の子供の友達であったことは本当であり、MCAに対し佐藤将行議員が指摘したことは結果的にその限りにおいて真実であったこと、そして、不法駐車者は半年間という長期間に渡り町民の資産を無償で占有した結果、本来近隣の駐車場を使用した場合であれば当然に発生する賃料を免れたことになるが、その賃料相当額を町へ支払われなかったことに対しMCAにも責任が発生していること等、これらの事実関係の調査を求める請願。

2. 趣旨

令和2年に発生した進修館駐車場長期間不法占拠事件に関し、これまで佐藤将行議員が一般質問で何度か質問したが、町の回答や特定非営利法人MCAサポートセンターから、真摯な反省が伺えないばかりか、特定非営利法人MCAサポートセンターは12月議会において、本来的問題から外れた点につき請願を行い、自らの責任を認めないような対応をした。

また、この事件につき、本来であれば特定非営利法人MCAサポートセンターは町民へ謝罪をした上で、賃料相当額を不法駐車者から請求、もしくは管理怠慢の責任としてMCAが町へ弁済すべきと考えることから、今回の請願を行うものである。

3. 理由

本事件につき、事件発生よりかなりの時間が経ったが、事件当時は勿論、今に至るまで、町・MCAから町民に対して、町ホームページ・広報みやしろ・進修館だより等による事実の報告や賃料相当額の返金がないという事実はないと認識している。

また、駐車場が半年間もの間、不法に占拠されたという事実の確認と反省。また、その不法占拠者（不法駐車者）がMCA代表の子供の同級生であり、結果的に佐藤将行議員の指摘がその限りにおいて間違いでは無かったことを、町・議会としてきちんと確認すべきと考えるからである。

令和7年2月12日

請願者

宮代町

紹介議員

佐藤 将行